

岐阜県公報

第千九百八十四号
平成二十年九月二十四日
(水曜日)

目次

規則

○岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(県産材流通課) 六四一^{ページ}

告示

○土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定解除

(地球環境課) 六四二

○道路の区域変更

(道路維持課) 六四二

○岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正

(出納管理課) 六四二

教育委員会告示

○岐阜県重要無形文化財等の指定等

(社会教育文化課) 六四三

公 示

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 六四四

○建設業者の営業所不確知

(建設政策課) 六四四

○河川整備計画の案の縦覧

(河 川 課) 六四四

○恵那都市計画の図書の縦覧

(都市政策課) 六四五

規 則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十五号

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年岐阜県規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号。以下「農工商等連携促進法」という。)第四条第二項第二号ロの措置を行う同法第十一条第一項の認定中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員

第四条第二項に次の一号を加える。

三 農工商等連携促進法第五条第一項の認定農工商等連携事業者が同法第八条第一項の認定農工商等連携事業を実施するのに必要な法第二条第一項(農工商等連携促進法第十二条第一項の規定により適用される場合を含む。)に規定する資金 十二年以内(五年以内の据置期間を含む。)

〔注2 総事業費の計の各年度の合計額は、2(1)林業・木材産業改善措置の内容の年度ごとの所要額の計の額の数値と一致させること。〕

第一号様式中

ること。

を

注3 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。

「注2 総事業費の計の各年度の合計欄は、2(1)林業・木材産業改善措置の内容の年度ごとの所要額の計の欄の数値と一致させること。

注3 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。

注4 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第7条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項に規定する林業経営改善計画の認定書の写しを添付すること。

注5 農商工等連携促進法第12条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画の認定書の写しを添付すること。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第五百八十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第五条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十年九月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定を解除する区域

平成二十年岐阜県告示第三百六十七号により指定した区域（多治見市金岡町一丁目

八〇番の一部）の全部

二 指定に係る特定有害物質の名称
六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物

岐阜県告示第五百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年九月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	垂井停車場線	不破郡垂井町字御所野一四六一番八地先から同郡同町字同五七五番二地先まで	二〇・五 三三・二	一三・〇 一三・〇	一九・四	一九・四	

岐阜県告示第五百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年九月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	四百七十一号	飛騨市神岡町麻生野字中野田三八五番四地先から同市同町数河字下夕麻生野一三番一地先まで	前	九・〇 二四・〇	三六・〇	
	後			一五・〇 四九・六	三六・〇	

岐阜県告示第五百八十三号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示(平成十五年岐阜県告示第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一中「財団法人岐阜県職員互助会」を削る。

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第六号

岐阜県文化財保護条例(昭和二十九年岐阜県条例第三十七号)第七条第一項の規定による岐阜県重要無形文化財の指定及び同条第二項の規定によるその保持者の認定、並びに同条例第七条の六第一項の規定による岐阜県重要無形民俗文化財の指定を次のように行うので、同条例第七条第三項及び第七条の六第六項の規定により告示する。

平成二十年九月二十四日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

岐阜県重要無形文化財

指定番号	種 目	名 称	内 容	保 持 者	住 所
岐保 認五 三	工芸 技術	織部	志野や黄瀬戸、瀬戸黒とともに美濃の桃山茶陶を代表するやきもので、慶長年間に盛行し、主として連房式登窯で焼かれた。釉薬や胎土の使い分けで生ずる多様な色彩、矩形・具象形・歪みを加えた不整形などバラエティ豊かな器形、変化に富む文様が特徴である。その技法により、桜織部、青織部、鳴海織部、赤織部、志野織部、黒織部、織部黒などと区別される。	玉置保夫	多治見市市之倉町一一丁目四五番地

岐阜県重要無形民俗文化財

指定番号	種 目	名 称	内 容	所 在 地	技 芸 団 体
岐重 無民 六五	風俗 慣習	坂下の花馬	坂下神社の氏子の下組合郷組、町組が、鞍に多数の花串を立てた花馬を神社に奉納する予祝的行事で、華やかな花馬行列と神社での「花奪り」(花串の争奪戦)が中心をなす。花馬は、かつては美濃地域中・東部の木曽川流域に広く濃密に分布した岐阜県の代表的な習俗である。坂下の花馬には、初期の形態をうかがわせる形式が今日も良好に伝承されている。	中津川市坂下八二〇番地一	坂下花馬保存会

公 示

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年八月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人障害児の生涯自立を考える親の会
ワンハート

三 代表者の氏名 上野 人美

四 主たる事務所の所在地 岐阜県関市武芸川町谷口一三七一番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、障害児・者の障害に依じて、障害児・者を持つ親の育児支援を目的に支援を受ける事ができる様に日中一時支援（送迎サービス付き）に関する事業を行う事で障害児・者の生涯自立に向けて、安定した親子関係が保たれ地域で安心して日常生活ができる様に、支援の場を設け提供し広く社会福祉に寄与することを目的とする。

○建設業者の営業所不確知

次の建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、次のとおり公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所に申出がないときは、当該建設業者の許可を取り消すことがある。

平成二十年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	許可年月日
本有限会社	代表取締役 本田 勝義	郡上市白鳥町那留一五〇二番地の四四〇	般十六一三二七三	平成十七年一月五日
株式会社大友産業	代表取締役 大野 幸司	関市武芸川町跡部六四五番地の三	般十七一五〇七六	平成十七年五月二日

○河川整備計画の案の縦覧

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の河川整備計画の案を作成するので、同条第四項の規定により、一般の縦覧に供する。

平成二十年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 河川整備計画の種類

一級河川木曾川水系境川圏域河川整備計画

二 河川整備計画を定める河川の区域

一級河川木曾川水系境川、荒田川、大江川及び桑原川の流域

なお、詳細は当該河川整備計画で表示する。

三 縦覧期間

告示の日から十月八日まで

四 縦覧場所

岐阜県県土整備部河川課、岐阜県岐阜土木事務所、岐阜市役所、羽島市役所、各務原市役所、岐南町役場及び笠松町役場

五 その他

当該河川整備計画の案については、縦覧期間満了の日までに、岐阜県知事に意見書を提出することができる。

○河川整備計画の案の縦覧

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の河川整備計画の案を作成するので、同条第四項の規定により、一般の縦覧に供する。

平成二十年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 河川整備計画の種類

一級河川庄内川水系土岐川圏域河川整備計画

二 河川整備計画を定める河川の区域

一級河川庄内川水系土岐川の流域（国土交通大臣管理区間を除く。）

なお、詳細は当該河川整備計画で表示する。

三 縦覧期間

告示の日から十月八日まで

四 縦覧場所

岐阜県土木整備部河川課、岐阜県多治見土木事務所、岐阜県恵那土木事務所、岐阜県可茂土木事務所、多治見市役所、瑞浪市役所、恵那市役所、土岐市役所及び可児市役所

五 その他

当該河川整備計画の案については、縦覧期間満了の日までに、岐阜県知事に意見書を提出することができる。

○恵那都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

恵那都市計画下水道

恵那市公共下水道

恵那市特定環境公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び恵那市水道環境部下水道課

平成二十年九月二十四日印刷
平成二十年九月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
（送料共）
（消費税二、二八六円を含む）

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
四八、〇〇〇円
岐阜飯尾
岐阜文芸社